

島根県環境影響評価条例・施行規則対照表

島根県環境影響評価条例	島根県環境影響評価条例施行規則
<p>島根県環境影響評価条例</p> <p style="text-align: right;">平成11年10月 1 日 島根県条例第34号</p>	<p>島根県環境影響評価条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成11年10月 1 日 島根県規則第98号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 技術指針（第4条）</p> <p>第3章 配慮書（第4条の2—第4条の7）</p> <p>第4章 方法書（第5条—第10条）</p> <p>第5章 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）</p> <p>第6章 準備書（第13条—第19条）</p> <p>第7章 評価書（第20条—第22条）</p> <p>第8章 対象事業の内容の修正等（第23条・第24条）</p> <p>第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第25条—第34条）</p> <p>第10章 都市計画に定められる対象事業に関する特例（第35条—第36条）</p> <p>第11章 島根県環境影響評価技術審査会（第37条—第42条）</p> <p>第12章 環境影響評価法との関係（第43条—第45条）</p> <p>第13章 雑則（第46条—第51条）</p>	<p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 配慮書（第3条の2—第3条の12）</p> <p>第3章 方法書（第3条の13—第12条）</p> <p>第4章 準備書（第12条の2—第26条）</p> <p>第5章 評価書（第27条—第31条の2）</p> <p>第6章 対象事業の内容の修正等（第32条—第34条）</p> <p>第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第35条—第39条）</p> <p>第8章 都市計画に定められる対象事業に関する特例（第40条—第43条）</p> <p>第9章 島根県環境影響評価技術審査会（第44条—第47条）</p> <p>第10章 雑則（第48条・第49条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>（目的）</p>	<p>（趣旨）</p>
<p>第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うこと及びその事業に係る工事の着手後に適正な環境保全対策を行うことが環境の保全上極めて重要であることにか</p>	<p>第1条 この規則は、島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

んがみ、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その事業に係る工事の着手後の手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する1の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業（以下「法第二種事業」という。）であって法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの及び法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を除く。）をいう。

3 この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者）をいう。

(県等の責務)

第3条 県、市町村、事業者及び県民は、環境影響評価の重要性を深く認識して、こ

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(対象事業)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する1の事業とする。

の条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第2章 技術指針

(技術指針)

第4条 知事は、島根県環境基本条例（平成9年島根県条例第29号）第9条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。）に係る環境影響評価が適切に行われるために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

2 知事は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ島根県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

3 知事は、技術指針を策定し、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 知事は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

第3章 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第4条の2 対象事業（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この章において同じ。）を実施しようとする者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該事

第2章 配慮書

(条例第4条の2の規則で定める事項)

第3条の2 条例第4条の2の規則で定める事項は、別表第1の2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

業の実施が想定される区域（次条第1項第3号及び第47条において「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成等）

第4条の3 対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業を実施しようとする者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付等）

第4条の4 対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書を送付するとともに、規則で定めるところにより当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

（配慮書の記載事項）

第3条の3 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条の5第1項の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における一般の意見の概要
 - (2) 条例第4条の5第1項の規定による配慮書の案又は配慮書について意見を求めない場合における当該意見を求めないこととした理由
- 2 条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項第1号の意見についての対象事業を実施しようとする者の見解を記載するように努めるものとする。

（配慮書の作成）

第3条の4 条例第4条の3第2項の規定により2以上の対象事業について併せて配慮書を作成した場合にあっては、その旨を配慮書に記載するものとする。

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第3条の5 対象事業に係る条例第4条の4の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（配慮書の送付）

第3条の6 条例第4条の4の規定による配慮書の送付は、計画段階環境配慮書送付書（様式第1号）により行うものとする。

（配慮書の公表）

第3条の7 条例第4条の4の規定による配慮書及びこれを要約した書類（以下この条において「配慮書等」という。）に係る公表は、配慮書等を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により行うものとする。

2 前項の規定により配慮書等を縦覧に供する場所は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の事務所
- (2) 県の庁舎その他の県の施設
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

3 第1項に規定するインターネットの利用による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

4 前3項に規定する方法による公表は、配慮書等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

（配慮書等についての意見の聴取）

第3条の8 対象事業を実施しようとする者は、条例第4条の5第1項の規定により配慮書の案について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、公告の日から起算して1月間、当該配慮書の案を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。この場合において、当該縦覧及びインターネットの利用による公表の方法は、前条第2項及び第3項に規定する方法の例によるものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模

（配慮書についての意見の聴取）

第4条の5 対象事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

2 対象事業を実施しようとする者は、前項の意見を求めた場合は、規則で定めるところにより、知事及び前条に規定する市町村長に対し、意見の概要（同項に規定する意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならない。

（配慮書についての知事等の意見）

- (3) 事業実施想定区域
 - (4) 配慮書の案の縦覧等の方法及び期間
 - (5) 配慮書の案について環境の保全の見地からの意見を有する者は、当該意見を、当該意見を有する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該意見の対象である配慮書の案の名称を明記した書面により提出することができる旨
 - (6) 前号に規定する書面による意見（以下この号において「意見書」という。）の提出期限、提出先その他意見書の提出に関し必要な事項
- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
- (1) 島根県報への掲載
 - (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
 - (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 3 前2項の規定は、対象事業を実施しようとする者が、条例第4条の5第1項の規定により配慮書について一般の意見を求めるときについて準用する。この場合において、第1項中「配慮書の案」とあるのは「配慮書」と、「を縦覧」とあるのは「及びこれを要約した書類を縦覧」と、同項第4号中「の縦覧等」とあるのは「及びこれを要約した書類の縦覧等」と読み替えるものとする。
- 4 対象事業を実施しようとする者は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、条例第4条の4の規定による送付をした後、速やかに行うよう努めるものとする。
- 5 第3項の規定により意見を求めたときは、同項において読み替えて準用する第1項の規定による縦覧及びインターネットの利用による公表をもって、条例第4条の4の規定による公表をしたものとみなす。

（配慮書についての意見の概要の送付）

第3条の9 条例第4条の5第2項の規定による書類の送付は、配慮書についての意見の概要送付書（様式第1号の2）により行うものとする。

2 条例第4条の5第2項の意見の概要の記載は、関係住民の意見の概要と関係住民以外の者の意見の概要とに区分して行うものとする。

（配慮書についての知事の意見の提出期間）

第4条の6 知事は、第4条の4の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、対象事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について第4条の4に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について島根県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条第2項の書類の送付を受けたときは、当該書類に記載された意見に配慮するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するものとする。

(対象事業の廃止等)

第4条の7 対象事業を実施しようとする者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第4条の4に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
- (3) 対象事業について法第4条第3項第1号の措置がとられたとき。
- (4) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第4号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに対象事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに対象事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

第3条の10 条例第4条の6第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 配慮書について一般の意見を求めない場合 条例第4条の4の規定による配慮書の送付を受けた日から60日
- (2) 配慮書について一般の意見を求めた場合 条例第4条の5第2項の規定による書類の送付を受けた日から60日

(対象事業の廃止等の場合の通知)

第3条の11 条例第4条の7第1項の規定による通知は、配慮書に係る対象事業廃止等届出書(様式第1号の3)により行うものとする。

(対象事業の廃止等の場合の公表)

第3条の12 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 島根県報への掲載
- (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

2 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第4条の7第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第4条の7第1項第4号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに対象事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所(法人にあつては、その名

第4章 方法書

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の6第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- (4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項
- (5) 第4条の6第1項の知事の意見
- (6) 前号の意見についての事業者の見解
- (7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- (8) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書等の送付)

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に

称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第3章 方法書

(方法書の記載事項)

第3条の13 条例第5条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条の5第1項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めた場合については、次に掲げるもの
 - ア 一般の意見の概要
 - イ アの意見についての対象事業を実施しようとする者の見解
 - ウ 条例第4条の2の規定による事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
- (2) 条例第43条の2第2項において準用する場合であって、法第3条の7第1項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めた場合については、次に掲げるもの
 - ア 一般の意見の概要
 - イ アの意見についての対象事業を実施しようとする者の見解
 - ウ 法第3条の2第1項の規定による事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(方法書の作成)

第4条 第3条の4の規定は、条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合について準用する。この場合において、第3条の4中「配慮書」とあるのは「方法書」と読み替えるものとする。

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第5条 対象事業に係る条例第6条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境の構成要素

対し、方法書及びこれを要約した書類（次条及び第7条の2第4項において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（方法書についての公告及び縦覧）

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（方法書の送付）

第6条 条例第6条の規定による方法書及び要約書の送付は、環境影響評価方法書送付書（様式第1号の4）により行うものとする。

（方法書についての公告の方法）

第7条 条例第7条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 島根県報への掲載
- (2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

（方法書について公告する事項）

第8条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第8条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に関し必要な事項

（方法書の縦覧）

第9条 条例第7条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 県の庁舎その他の県の施設
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書に係る公表)

第9条の2 条例第7条の規定による方法書に係る公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

(方法書説明会の開催)

第9条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会の開催は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の届出)

第9条の4 条例第7条の2第2項の規定による届出は、方法書説明会開催等実施届出書(様式第1号の5)により行うものとする。

2 条例第7条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

(方法書説明会の開催等)

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に届出なければならない。

3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、方法書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

(5) 方法書説明会開催の公告の方法

(方法書説明会の開催についての公告)

第9条の5 第7条の規定は、条例第7条の2第3項の規定による公告について準用する。

2 条例第7条の2第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(事業者の責めに帰することができない事由)

第9条の6 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書の記載事項の周知)

第9条の7 条例第7条の2第4項の規定による方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 方法書の概要を公告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第7条の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。

5 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その状況を知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に報告しなければならない。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第9条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に対し、前条第1項の規定により述べられた意見の概要(同項の意見書の提出がなかったときは、その旨)を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての知事等の意見)

第10条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、方法書について島根県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

(方法書説明会の開催の報告)

第9条の8 条例第7条の2第5項の規定による報告は、方法書説明会開催等実施状況報告書(様式第1号の6)により行うものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第10条 条例第8条第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(方法書についての意見の概要の送付)

第11条 条例第9条の規定による書類の送付は、方法書についての意見の概要送付書(様式第2号)により行うものとする。

2 第3条の9第2項の規定は、条例第9条の意見の概要の記載について準用する。

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第12条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配意するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するものとする。

第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第12条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第6章 準備書

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 第8条第1項の意見の概要
- (3) 第10条第1項の知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

第4章 準備書

(準備書の記載事項)

第12条の2 第3条の13の規定は、条例第13条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。

<p>ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）</p> <p>イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）</p> <p>ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置</p> <p>エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p> <p>(7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(8) その他規則で定める事項</p>	<p>（準備書の作成）</p> <p>第13条 第3条の4の規定は、条例第13条第2項において準用する条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合について準用する。この場合において、第3条の4中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 第5条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。</p>	<p>（準備書の送付）</p> <p>第14条 条例第14条の規定による準備書及び要約書の送付は、環境影響評価準備書送付書（様式第3号）により行うものとする。</p>
<p>（準備書等の送付）</p> <p>第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p>	<p>（準備書の送付）</p> <p>第14条 条例第14条の規定による準備書及び要約書の送付は、環境影響評価準備書送付書（様式第3号）により行うものとする。</p>
<p>（準備書についての公告及び縦覧）</p> <p>第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して</p>	<p>（準備書についての公告の方法）</p> <p>第15条 第7条の規定は、条例第15条の規定による公告について準用する。</p> <p>（準備書について公告する事項）</p>

1 月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準備書説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説

第16条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第17条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(準備書の縦覧)

第17条 第9条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第9条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書に係る公表)

第17条の2 第9条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第18条 第9条の3の規定は、条例第16条第1項の準備書説明会について準用する。この場合において、第9条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の届出)

第19条 条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による届出

明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「第6条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第14条に規定する関係市町村長」と、同条第3項及び第4項中「前項」とあるのは「第16条第2項において準用する前項」と、同項中「前条」とあるのは「第16条第2項において準用する前条」と、「要約書」とあるのは「第14条に規定する要約書」と、同条第5項中「第6条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第14条に規定する関係市町村長」と読み替えるものとする。

は、準備書説明会開催等実施届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 第9条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による届出について準用する。この場合において、第9条の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催についての公告）

第20条 第7条の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定による公告について準用する。

2 第9条の5第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定による公告について準用する。この場合において、第9条の5第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（事業者の責めに帰することができない事由）

第21条 第9条の6の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第9条の6中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（準備書の記載事項の周知）

第22条 第9条の7の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の規定による周知について準用する。この場合において、第9条の7第1項中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

2 第7条の規定は、前項において準用する第9条の7第1項第2号の規定による公告について準用する。

（準備書説明会の開催の報告）

第23条 条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項の規定による報告

(準備書についての意見書の提出)

第17条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第15条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第18条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解(同項の意見書の提出がなかったときは、その旨)を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第19条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、準備書について島根県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配意するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

第7章 評価書

は、準備書説明会開催等実施状況報告書(様式第5号)により行うものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第24条 第10条の規定は、条例第17条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第10条第1項第2号及び第3号中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第25条 条例18条の規定による書類の送付は、準備書についての意見の概要等送付書(様式第6号)により行うものとする。

2 第11条第2項の規定は、条例第18条の意見の概要の記載について準用する。

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第26条 条例第19条第1項の規則で定める期間は、120日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第5章 評価書

(評価書の作成)

第20条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第17条第1項の意見に留意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 第5条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第22条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- (2) 第5条第1項第1号又は第13条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項、次条及び第22条に規定する手続を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

- (1) 第13条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第17条第1項の意見の概要
- (3) 前条第1項の知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解

(評価書等の送付)

第21条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第27条 条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第20条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する修正
- (2) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(評価書の送付)

第28条 条例第21条の規定による評価書及び要約書の送付は、環境影響評価書送付書（様式第7号）により行うものとする。

(評価書についての公告の方法)

第29条 第7条の規定は、条例第22条の規定による公告について準用する。

(評価書の公告及び縦覧)

第22条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第8章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第23条 事業者は、第7条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第5条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合(第20条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規

(評価書について公告する事項)

第30条 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の縦覧)

第31条 第9条の規定は、条例第22条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第9条中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

(評価書に係る公表)

第31条の2 第9条の2の規定は、条例第22条の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

第6章 対象事業の内容の修正等

(条例第23条ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第32条 第27条の規定は、条例第23条ただし書の規則で定める軽微な修正及び同条ただし書の規則で定める修正について準用する。

模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第24条 事業者は、第7条の規定による公告を行ってから第22条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第5条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第25条 事業者は、第22条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第20条第1項又は第23条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第22条の規定による公告を行った後に第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第22条の規定による公告を行った後に第5条第1項第2号に掲

(対象事業の廃止等の場合の通知)

第33条 条例第24条第1項の規定による通知は、対象事業廃止等届出書（様式第8号）により行うものとする。

(対象事業の廃止等の場合の公告)

第34条 第7条の規定は、条例第24条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第24条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第24条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第25条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第35条 条例第25条第2項の規則で定める軽微な変更は、別表第3の左欄に掲げる都市計画対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が

げる事項を変更して当該事業を実施する者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）

第26条 事業者は、第22条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第13条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第5条から第22条まで又は第11条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 前3条の規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、前条第1項中「公告」とあるのは、「公告（次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施の要請）

相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第25条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する変更
- (2) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第36条 第7条の規定は、条例第26条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第26条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第26条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

第27条 知事は、第22条の規定による公告（同条の規定による公告を行った後に、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経たときは、当該手続後に行う公告）が行われてから長期間を経過した後に事業者が当該事業に着手しようとする場合において、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第13条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該事業者に対し、更に第5条から第22条まで又は第11条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うよう求めることができる。

（評価書の公告後における対象事業の廃止等）

第28条 第24条の規定は、第22条の規定による公告を行ってから当該対象事業が完了するまでの間において、第24条第1項各号のいずれかに該当することとなった事業者について準用する。

（許認可等に際しての環境の保全の配慮等）

第29条 知事は、事業者が対象事業を実施することについて、法令の規定に基づく許可、認可、免許、特許、承認、同意その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）を要する場合において、当該許認可等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有するときは、当該許認可等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、許認可等を行い、又は特定届出を受理する権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許認可等を行い、又は当該特定届出を受理する権限を有する者に対し、評価書の写しを送付し、当該許認可等又は当該特定届出に係る事項の審査に際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

（事業者の環境の保全の配慮等）

<p>第30条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。</p>	
<p>(工事着手等の届出)</p>	<p>(対象事業の工事着手又は完了の届出)</p>
<p>第31条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するとき、又は当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。</p>	<p>第37条 条例第31条の規定による届出は、工事に着手するときあつては工事着手届出書(様式第9号)により、工事を完了したときあつては工事完了届出書(様式第10号)により行うものとする。</p>
<p>(環境の保全のための措置の実施状況の報告等)</p>	<p>(環境の保全のための措置の実施状況の報告等)</p>
<p>第32条 事業者は、規則で定めるところにより、評価書に記載した第13条第1項第6号イに掲げる措置の実施の状況を知事及び関係市町村長に報告するとともに、その内容を公表しなければならない。</p>	<p>第38条 条例第32条第1項の規定による報告は、環境の保全のための措置の実施状況報告書(様式第11号)により行うものとする。</p>
<p>2 事業者は、評価書に第13条第1項第6号ウに掲げる措置を記載した場合は、規則で定めるところにより、同号ウに掲げる措置及び同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であつて、当該事業の実施に</p>	<p>2 条例第32条第1項の規定により公表する場所は、関係地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者の事務所 (2) 県の庁舎その他の県の施設 (3) 関係市町村の協力が得られた場合あつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設 (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設 <p>3 条例第32条第1項の規定による公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者のウェブサイトへの掲載 (2) 県のウェブサイトへの掲載 (3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。 <p>4 前2項に規定する公表は、条例第13条第1項第6号イに掲げる措置の実施状況の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。</p> <p>5 条例第32条第2項の規定による報告は、環境の状況の把握のための措置の状況報告書(様式第12号)により行うものとする。</p> <p>6 第2項から第4項までの規定は、条例第32条第2項の規定による公表について準用</p>

において講じたものを知事及び関係市町村長に報告するとともに、その内容を公表しなければならない。

(報告及び立入調査)

第33条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、対象事業に係る工事着手後、事業者に対し、対象事業の実施状況その他の必要な事項について報告を求め、又は当該職員に、事業者の事務所若しくは対象事業の実施に係る区域に立ち入り、当該対象事業の実施状況その他の必要な事項について調査させることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(環境の保全のための措置の要求)

第34条 知事は、第32条の規定による報告を受けた場合又は前条第1項の規定により報告を受け、若しくは調査をした場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、島根県環境影響評価技術審査会の意見を聴くことができる。

第10章 都市計画に定められる対象事業に関する特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第35条 対象事業（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この項において同じ。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（次項において「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係

する。この場合において、第4項中「条例第13条第1項第6号イに掲げる措置」とあるのは、「条例第13条第1項第6号ウに掲げる措置及び同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたもの」と読み替えるものとする。

(立入調査をする職員の身分を示す証明書)

第39条 条例第33条第2項の証明書は、様式第13号のとおりとする。

第8章 都市計画に定められる対象事業に関する特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第40条 都市計画決定権者が、条例第35条第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合及び同条第2項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第4条の2から第25条まで（第4条の3第2項、第4条の7第1項第4号及び第2項、第5条第2項、第13条第2項並びに第24条第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表

る施設が同条第5項に規定する都市施設（次項において「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第3章の規定により対象事業を実施しようとする者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第15条第1項の県又は市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。この場合において、第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第4号及び第2項の規定は、適用しない。

2 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第5条から第25条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第5条第2項、第13条第2項並びに第24条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条の2	対象事業（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この章において同じ。）を実施しようとする者	第35条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）
	対象事業に	対象事業（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）に
第4条の3第1項各号列記以外の部分	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第4条の3第1項第1号	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住	都市計画決定権者の名称

	所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
第4条の3第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第4条の4	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	対象事業に	都市計画対象事業に
第4条の5、第4条の6及び第4条の7第1項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第4条の7第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）を都市計画に定めない
第4条の7第1項第3号	対象事業	都市計画対象事業
第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第5条第1項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第5条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第5条第1項第3号	対象事業が	都市計画対象事業が
第5条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者
第5条第1項第7号	対象事業	都市計画対象事業

第6条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第7条から第10条まで	事業者	都市計画決定権者
第11条、第12条及び第13条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第13条第1項第4号	事業者	都市計画決定権者
第13条第1項第6号エ	対象事業	都市計画対象事業
第14条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第15条から第20条第1項まで	事業者	都市計画決定権者
第20条第1項第3号	対象事業	都市計画対象事業
第20条第2項	事業者	都市計画決定権者
第21条	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び第35条第2項の事業者
第22条	事業者	都市計画決定権者
第23条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第24条第1項	事業者	都市計画決定権者
第24条第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第25条第1項	を行う	が行われる
第25条第2項	を行った	が行われた
第25条第3項	を行った	が行われた
	を行い	が行われ

2 都市計画決定権者が、条例第35条第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合及び同条第2項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第3条の2から第35条まで（第3条の4、第3条の12第2項第4号、第4条、第13条及び第34条第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条の2	条例第4条の2	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
第3条の3第1項	条例第4条の3第1項第5号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項第5号
	条例第4条の5第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
第3条の3第2項	条例第4条の3第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項
	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第3条の5	対象事業	都市計画対象事業
	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の6及び第3条の7第1項	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の7第2項各号列記以外の部分	対象事業	都市計画対象事業
第3条の7第2項第1号及び第4号並びに第3項第1号	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第3条の8第1項各号列記以外の部分	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	条例第4条の5第1項	第40条第1項の規定により読み替えて

		適用される条例第4条の5第1項
第3条の8第1項第1号	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の8第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第3条の8第3項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	条例第4条の5第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
第3条の8第4項	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の8第5項	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の9	条例第4条の5第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第2項
第3条の10	条例第4条の6第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
	条例第4条の4	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
	条例第4条の5第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第2項
第3条の11並びに第3条の12第1項及び第2項各号列記以外	条例第4条の7第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7第1項

の部分		
第3条の12第2項第1号	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の12第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第3条の12第2項第3号	条例第4条の7第1項各号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7第1項第1号から第3号まで
第3条の13各号列記以外の部分	条例第5条第1項第8号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第8号
第3条の13第1号	条例第4条の5第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	条例第4条の2	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
第3条の13第2号イ	対象事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第5条	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第6条	条例第6条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第7条及び第8条	条例第7条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第8条第1号	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称

	(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
第8条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第8条第4号	条例第6条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
	対象事業	都市計画対象事業
第8条第7号	条例第8条第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第9条	条例第7条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第9条第1号及び第4号	事業者	都市計画決定権者
第9条の2	条例第7条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第9条の2第1号	事業者	都市計画決定権者
第9条の3	条例第7条の2第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第9条の4	条例第7条の2第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第9条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第9条の4第2項第2号及び第4号	対象事業	都市計画対象事業

第9条の5	条例第7条の2第3項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第3項
第9条の5第2項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第9条の5第2項第2号及び第4号	対象事業	都市計画対象事業
第9条の6	条例第7条の2第4項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
第9条の6第2号	事業者	都市計画決定権者
第9条の7第1項	条例第7条の2第4項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
第9条の8	条例第7条の2第5項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第5項
第10条第1項	条例第8条第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第11条	条例第9条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条
第12条第1項	条例第10条第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
第12条第2項	事業者	都市計画決定権者
第12条の2	条例第13条第1項第8号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第8号
第14条	条例第14条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条
第15条及び第16条	条例第15条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第16条第1号	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称

	(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
第16条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第16条第7号	条例第17条第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第17条及び第17条の2	条例第15条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第18条	条例第16条第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
第19条	条例第16条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第19条第2項	対象事業	都市計画対象事業
第20条	条例第16条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第20条第2項	対象事業	都市計画対象事業
第21条	条例第16条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	事業者	都市計画決定権者
第22条第1項	条例第16条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第23条	条例第16条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第24条	条例第17条第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第25条	条例第18条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第18条
第26条第1項	条例第19条第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条第1項

第26条第2項	事業者	都市計画決定権者
第27条第1項	条例第20条第1項第1号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項第1号
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第27条第2項	条例第20条第1項第1号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項第1号
第27条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第27条第2項第3号	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第28条	条例第21条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条
第29条及び第30条	条例第22条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
第30条第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第30条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第31条及び第31条の2	条例第22条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
第32条	条例第23条ただし書	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条ただし書
第33条	条例第24条第1項(条例第26条第3項及び第28条において準用する場合を含む。次条におい	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項

	て同じ。)	
第34条第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第24条第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項
第34条第2項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第34条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第34条第2項第3号	条例第24条第1項各号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項各号
第34条第2項第4号	条例第24条第1項第3号	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条第1項第3号
第35条第1項	条例第25条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第35条第2項	条例第25条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第2項
第35条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第35条第2項第3号	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
別表第1の2	対象事業	都市計画対象事業
	条例第4条の2	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
別表第2及び別表第3	対象事業	都市計画対象事業

様式第1号	島根県環境影響評価条例第4条の4	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第4条の4
	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号の2	島根県環境影響評価条例第4条の5第2項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第4条の5第2項
	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号の3	島根県環境影響評価条例第4条の7第1項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第4条の7第1項
	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号の4	島根県環境影響評価条例第6条	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第6条
	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号の5	島根県環境影響評価条例第7条の2第2項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第7条の2第2項
	対象事業	都市計画対象事業
様式第1号の6	島根県環境影響評価条例第7条の2第5項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第7条の2第5項
	対象事業	都市計画事業
様式第2号	島根県環境影響評価条例	島根県環境影響評価条例施行規則第40

	例第9条	条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第9条
様式第3号	島根県環境影響評価条例第14条	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第14条
	対象事業	都市計画対象事業
様式第4号及び様式第5号	島根県環境影響評価条例第16条第2項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第16条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
様式第6号	島根県環境影響評価条例第18条	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第18条
	対象事業	都市計画対象事業
様式第7号	島根県環境影響評価条例第21条	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第21条
	対象事業	都市計画対象事業
様式第8号	島根県環境影響評価条例第24条第1項	島根県環境影響評価条例施行規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される島根県環境影響評価条例第24条第1項
	対象事業	都市計画対象事業

第41条 削除

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第42条 第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第40条第1項の規定により読み替えて適用される

条例第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第25条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わる者として当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第25条第2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第25条第2項	事業者は、第22条	都市計画決定権者は、環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号。以下「規則」という。）第40条第1項の規定により読み替えて適用される第22条
	第5条第1項第2号	規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される第5条第1項第2号
	を変更	の変更に係る都市計画の変更を
	当該変更	当該事項の変更
第25条第3項	第1項の規定は、第22条	第25条第1項の規定は、都市計画決定権者が規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される第22条
	第5条第1項第2号	規則第40条の規定により読み替えて適用される第5条第1項第2号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	事業者	都市計画に係る事業者
	第1項中	第25条第1項中「第22条」とあるのは「規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される第22条」と、
	を行い	が行われ

行うものに限る。）」

行われるものに限る。）」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第20条第1項」とあるのは「規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される第20条第1項」

(都市計画に係る手続との調整)

第35条の2 前条第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第15条又は第22条の規定による公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者は、前条第2項の規定により環境影響評価その他の手続を行うは、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、第22条の規定により評価書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）に規定する同法第14条第1項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

(対象事業を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第35条の3 前条第2項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供する場合における当該都市計画の案についての都市計画法第17条第1項及び第2項（同法適用される場合を含む。）の規定の適用については、同法第17条第1項中「2週間」間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日」とする。

(事業者の協力)

第36条 都市計画決定権者は、事業者に対し、第35条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の

(事業者等の行う環境影響評価との調整)

第43条 対象事業を実施しようとする者が条例第4条の4の規定による公表を行ってから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該公表に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該対象事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を当該対象事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、対象事業を実施しようとする者は、当該対象事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び条例第4条の6第1項の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第35条の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び条例第4条の6第1項の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、対象事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第35条第2項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。こ

必要な協力を求めることができる。

- 2 事業者は、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第11章 島根県環境影響評価技術審査会

(設置及び権限)

第37条 知事の附属機関として島根県環境影響評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

- 2 技術審査会は、この条例に定めるもののほか、知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続に関する技術的な事項を調査審議するものとする。

(組織)

第38条 技術審査会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第39条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期

の場合において、第2項中「対象事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「計画段階配慮事項についての検討」とあるのは「環境影響評価」と読み替えるものとする。

- 5 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第22条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第6章及び第7章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第35条第2項の規定は適用しない。この場合において、事業者は、条例第22条の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

第9章 島根県環境影響評価技術審査会

(会議)

第44条 技術審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 技術審査会の会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 技術審査会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第45条 技術審査会は、諮問された事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に所属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を技術審査会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第40条 技術審査会に会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、技術審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第41条 技術審査会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第42条 この章に定めるもののほか、技術審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第12章 環境影響評価法との関係

(法第二種事業の判定に係る意見の聴取)

第43条 知事は、法第二種事業について法第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、当該届出に係る事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長にその写しを送付し、期間を指定して、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。

(法第二種事業の判定に伴う調整)

(庶務)

第46条 技術審査会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第47条 この規則に定めるもののほか、技術審査会の運営に関し必要な事項は、会長が技術審査会に諮って定める。

第43条の2 法第二種事業であつて、法第4条第3項第2号の措置がとられたもの（法第3条の10第2項の規定により適用される法第3条の2から第3条の9までの規定による手続を経た事業に限る。）について、法の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第4条の3第1項の配慮書

(2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。） 第4条の6第1項の書面

2 第5条第1項の規定は、事業者が前項に規定する事業を実施しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「第4条の6第1項の意見」とあるのは「法第3条の6の意見及び法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。）」と、同項第4号中「第4条の3第1項第4号」とあるのは「法第3条の3第1項第4号」と、同項第5号中「第4条の6第1項の知事の意見」とあるのは「法第3条の6に規定する主務大臣の意見及び法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。）」と読み替えるものとする。

（法対象事業等についての意見）

第44条 知事は、法第3条の7第1項、第10条第1項又は第20条第1項の意見を述べようとするときは、技術審査会の意見を聴くものとする。

（法の手続との調整）

第45条 法対象事業（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第二種事業を含む。以下この条において同じ。）であつたものが事業規模の縮小により法対象事業に該当しないこととなつた場合に、当該縮小後の事業が対象事業に該当するときは、法の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第4条の3第1項の配慮書
- (2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。） 第4条の6第1項の書面
- (3) 法第7条及び第7条の2の経た環境影響評価方法書 第7条及び第7条の2の経た方法書
- (4) 法第9条の経た同条の書類 第9条の経た同条の書類
- (5) 法第10条第1項の書面 第10条第1項の書面
- (6) 法第16条及び第17条の経た環境影響評価準備書 第15条及び第16条の経た準備書
- (7) 法第19条の経た同条の書類 第18条の経た同条の書類
- (8) 法第20条第1項の書面 第19条第1項の書面
- (9) 法第21条第2項の環境影響評価書 第20条第2項の評価書
- (10) 法第26条第2項の経た環境影響評価書 第21条の経た評価書
- (11) 法第27条の経た環境影響評価書 第22条の経た評価書

第13章 雑則

（勧告等）

第46条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な経たその他の措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価その他の経たを実施しないとき。
- (2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書又は評価書を提出したとき。
- (3) 第25条第1項（同条第3項及び第26条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対象事業を実施したとき。
- (4) 第32条の規定による報告について虚偽の報告をしたとき。
- (5) 第33条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 第33条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ又は忌避したとき。
- (7) 第34条第1項の規定により求められた措置を講じないとき。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、技術審査会の意見を

第10章 雑則

（公表）

第48条 条例第46条第3項の規定による公表は、島根県報への掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

聴くことができる。

- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(隣接する県との協議)

第47条 知事は、事業実施想定区域、対象事業実施区域又は関係地域に本県の区域に属さない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価その他の手続に関して、当該地域の所在する県の知事と協議するものとする。

(市町村との関係)

第48条 知事は、この条例の適切かつ円滑な運用を図るため、この条例の規定による環境影響評価その他の手続について、関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

- 2 市町村が対象事業（法第二種事業であつて、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この項において同じ。）に関し環境の保全の見地から制定した環境影響評価に関する条例の内容が、この条例の趣旨に即し、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定した場合において、当該市町村の区域における対象事業に関するこの条例の規定の適用については、当該市町村の長と知事が協議して定めるものとする。

(調査研究)

第49条 県は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査及び研究の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。

(適用除外等)

第50条 この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。

- 2 第2章からこの章までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条

の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

3 第3章の規定は、県の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として規則で定めるものについては、適用しない。

（規則への委任）

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第1章、第2章、第

（書類の提出部数）

第49条 次の表の左欄に掲げる図書の提出部数は、同表の中欄に掲げる提出先の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる部数とする。ただし、知事が必要と認めるときは、当該提出部数を増加し、又は減ずることができる。

図書	提出先	提出部数
1 配慮書	知事	35部
	対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長	5部
2 方法書	知事	35部
	対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長	5部
3 準備書	知事	35部
	関係市町村長	5部
4 評価書	知事	35部
	関係市町村長	5部

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第1章、第2章、第8章、第49条（方法書に係る部分に限る。）及び第4項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。

9章、第10章、附則第5条及び第6条並びに別表の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、島根県環境影響評価実施要綱（平成3年島根県告示第468号。以下「要綱」という。

の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 要綱第7条の手続を経た環境影響評価準備書 第14条の手続を経た準備書
- (2) 要綱第8条及び第9条の手続を経た環境影響評価準備書 第15条及び第16条の手続を経た準備書
- (3) 要綱第10条第3項の手続を経た同項の書面 第18条の手続を経た同条の書類
- (4) 要綱第12条第3項の手続を経た同項の意見書 第19条第1項の書面
- (5) 要綱第12条第3項の手続を経た同項の意見書の写し 第19条第5項の手続を経た同項の書面の写し
- (6) 要綱第13条第2項の手続を経た環境影響評価書 第21条の手続を経た評価書
- (7) 要綱第14条の手続を経た環境影響評価書 第22条の手続を経た評価書

第3条 対象事業であって、次に掲げるもの（第1号から第3号までに掲げるものにあつては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第2章から第11章までの規定は、適用しない。

- (1) 施行日前に許認可等が与えられ、又は特定届出がなされた事業
- (2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金又は補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第2条第1項第1号の補助金の交付の決定がなされた事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による

（条例附則第3条第1項の規則で定める軽微な変更等）

2 第35条の規定は、条例附則第3条第1項の規定で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第35条第1項並びに第2項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第2中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

（条例附則第3条第2項の規則で定める条件）

3 条例附則第3条第2項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変

<p>公告が行われた同法の都市計画に定められた事業</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施される事業</p> <p>2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により対象事業として実施されるものについては、第2章から第11章までの規定は、適用しない。</p> <p>第4条 前条第1項各号に掲げる事業に該当する対象事業を実施する者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、第5条から第22条まで又は第11条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。</p> <p>2 第23条から第25条まで、第26条第2項、第28条、第31条及び第32条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第4条第1項に規定する対象事業を実施する者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条 この条例の施行後に事業者となるべき者は、第4条第3項の規定による告示の日から施行日の前日までの間において、第5条から第12条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に届け出るものとする。</p> <p>3 前項の規定による届出を受けた知事は、遅滞なく、その旨を公告するものとする。</p> <p>4 前項の規定による公告が行われた場合において、第1項に規定する者が第5条から第12条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長は、当該規定の例による手続を行うものとする。</p> <p>5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。</p>	<p>更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。</p> <p>（条例施行前に方法書の手続を行う場合の届出）</p> <p>4 条例附則第5条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。</p> <p>(1) 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 条例附則第5条第1項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 条例附則第5条第1項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域</p> <p>(4) 条例の施行後に条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となるべき地域の範囲</p> <p>(5) 条例附則第5条第1項の規定に基づき、条例第5条から第12条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨</p> <p>（条例施行前に方法書の手続を行う場合の都市計画に定められる対象事業に関する特例）</p>
---	---

(規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

附 則 (平成12年条例第51号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

5 条例附則第5条の規定は、条例の施行後に条例第35条の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、条例附則第5条第1項中「事業者」とあるのは「条例第35条の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者」と、「第5条」とあるのは「規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される第5条」と、同条第2項中「第6条」とあるのは「規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される第6条」と、同条第4項中「第5条」とあるのは「規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される第5条」と、「第6条」とあるのは「規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される第6条」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、前項において準用する条例附則第5条第2項の規定による届出について準用する。この場合において、第4項第1号中「事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「条例第35条の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者の名称」と、同項第2号及び第3号中「条例附則第5条第1項」とあるのは「次項において準用する条例附則第5条第1項」と、同項第4号中「条例第6条の対象事業」とあるのは「第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条の都市計画対象事業」と、同項第5号中「条例附則第5条第1項」とあるのは「次項において準用する条例附則第5条第1項」と、「条例第5条」とあるのは「第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条」と読み替えるものとする。

附 則 (平成13年規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第90号)

附 則（平成13年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第48号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定並びに附則第6条及び第7条の規定 平成25年10月1日

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の島根県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第7条、第15条又は第22条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る島根県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、同条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書又は同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書について適用する。

第3条 新条例第7条の2の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。

第4条 新条例第32条の規定（公表に係る部分に限る。）は、施行日以後に同条の規定により報告を行う者について適用する。

第5条 この条例の施行の際、新条例第45条に規定する対象事業について、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第7条及び第7条の2の手続を経た環境影響評価方法書があるときは、当該書類は、新条例第7条及び第7条の2の手続を経た方法書とみなす。

第6条 第2条の規定による改正後の島根県環境影響評価条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第3章及び第5条（第43条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に方法書を公告した事業については、適用しない。

第7条 第2条の規定の施行の際、第2条による改正後の条例第43条の2に規定する事業又は第2条による改正後の条例第45条に規定する対象事業について、法の定め

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業（以下「対象事業」という。）であって、次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は条例第25条第2項に規定する事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）に係る条例第2章から第11章までに規定する手続については、なお従前の例による。

(1) 施行日前に条例第29条第1項に規定する許認可等が与えられ、又は同項に規定する特定届出がなされた事業

(2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金又は補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第2条第1項第1号の補助金の交付の決定がなされた事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

3 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更（環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であるものに限る。）により対象事業として実施されるものに係る条例第2章から第11章までに規定する手続については、なお従前の例による。

4 附則第2項各号に掲げる事業に該当する対象事業を実施する者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、条例第5条から第22条まで又は条例第11条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

5 条例第23条から第25条まで、条例第26条第2項、条例第28条、条例第31条及び条例第32条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年島根県規則第 号）附則第

るところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第2条による改正後の条例第4条の3第1項の計画段階環境配慮書
- (2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。） 第2条による改正後の条例第4条の6第1項の書面

第8条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に第2条による改正後の条例第4条の2に規定する対象事業を実施しようとする者となるべき者は、同日前において、第2条による改正後の条例第3章の規定の例による第2条による改正後の条例第4条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

2 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、第2条による改正後の条例の相当する規定により附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日に行われたものとみなす。

3 前2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に第2条による改正後の条例第35条第1項の規定により規則で定めるところにより第2条による改正後の条例第4条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を第2条による改正後の条例第4条の2に規定する対象事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

（規則への委任）

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

別表（第2条関係）

号	事業の種類
1	道路の新設又は改築の事業
2	ダム、湖沼水位調節施設若しくは放水路の新築又は堰せきの新築若しくは改築の事業

4項に規定する対象事業を実施する者」と読み替えるものとする。

3	鉄道又は軌道の建設又は改良の事業
4	飛行場の設置又は変更の事業
5	発電所の設置又は変更の事業
6	公有水面の埋立て又は干拓の事業
7	土地区画整理事業
8	工業団地の造成事業
9	流通業務団地の造成事業
10	宅地の造成事業
11	レクリエーション施設の設置又は変更の事業
12	土石の採取の事業
13	廃棄物処理施設の設置又は変更の事業
14	工場又は事業場の設置又は変更の事業
15	下水道終末処理場の設置又は変更の事業
16	第7号から第11号までに掲げる事業のいずれか2以上の事業を併せて行う事業
17	前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

別表第1（第3条関係）

事業の種類	要件
1 条例別表第1号に掲げる事業	<p>1 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道を除く。)及び道路運送法第2条第9項に規定する自動車道(以下「一般国道等」という。)の新設の事業(車線の数が4以上で、かつ、道路の長さの合計が5キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)</p> <p>2 一般国道等の改築の事業であつて、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が5キロメートル以上であるものに限る。)</p>

		<p>3 森林法(昭和26年法律第249号)第4条第2項第4号の林道(以下「林道」という。)の新設の事業(車線の数が2以上である道路の部分の長さの合計が10キロメートル以上であるものに限る。)</p> <p>4 林道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が2以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が2以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上であるものに限る。)</p> <p>5 土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用道路(以下「農道」という。)の新設の事業(車線の数が2以上である道路の部分の長さの合計が10キロメートル以上であるものに限る。)</p> <p>6 農道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が2以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が2以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上であるものに限る。)</p>
	<p>2 条例別表第2号に掲げる事業</p>	<p>1 ダムの新築の事業で、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>2 堰せきの新築の事業で、計画湛たん水位(堰せきに関する計画において非洪水時に堰せきにおいてたたえることとした流水の最高の水位で堰せきの直上流部におけるものをいう。)における湛たん水区域(以下「湛たん水区域」という。)の面積(以下「湛たん水面積」という。)が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>3 堰せきの改築の事業で、改築後の湛たん水面積が50ヘクタール以上であつて、かつ、湛たん水面積が25ヘクタール以上増加すること</p>

	<p>となるもの</p> <p>4 湖沼水位調節施設の新築の事業で、施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>5 放水路(河川を分岐して新たな河川を開削し、流水を直接海や水系の異なる他の河川に放流する水路をいう。)の新築の事業で、事業に伴い形状を変更する土地の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>
3 条例別表第3号に掲げる事業	<p>1 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道(以下「鉄道」という。)の建設の事業で、長さが5キロメートル以上である鉄道を設けるもの</p> <p>2 鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路(1の停車場に係るものを除く。以下同じ。))の増設又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業で、改良に係る部分の長さが5キロメートル以上であるもの</p> <p>3 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道(以下「軌道」という。)の建設の事業で、長さが5キロメートル以上である軌道を設けるもの</p> <p>4 軌道に係る線路の改良(本線路の増設又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業で、改良に係る部分の長さが5キロメートル以上であるもの</p>
4 条例別表第4号に掲げる事業	<p>1 空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港その他の飛行場(以下「飛行場」という。)及びその施設の設置の事業で、長さが1,250メートル以上である滑走路を設けるもの</p> <p>2 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業で、新設する滑走路の長さが1,250メートル以上であるもの</p> <p>3 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業で、延長後の滑走路の長さが1,250メートル以上であり、かつ、滑走路を250メートル以上延長するもの</p>
5 条例別表第5号に掲げる事業	<p>1 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第3項に規定する事業用電気工作物で発電用のもの(以下「発電所」という。)の設置の工</p>

げる事業

事の事業で、次に掲げるもの

- (1) 出力が15,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰せきが含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰せきの新築若しくは改築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者(以下「発電事業者」という。)でないときは、当該ダムの新築又は当該堰せきの新築若しくは改築である部分を除く。)
- (2) 出力が75,000キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事業
- (3) 出力が5,000キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事業
- (4) 出力が5,000キロワット以上である風力発電所の設置の工事業

2 発電所の変更の工事業で、次に掲げるもの

- (1) 出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業(当該水力発電所の変更の工事業がダムの新築又は堰せきの新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰せきの新築若しくは改築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰せきの新築若しくは改築である部分を除く。)
- (2) 出力が75,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事業
- (3) 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事業
- (4) 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力

		発電所の変更の工事業
6	条例別表 第6号に掲げる事業	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業で、埋立て又は干拓に係る区域(以下「埋立干拓区域」という。)の面積が25ヘクタール以上であるもの
7	条例別表 第7号に掲げる事業	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業で、施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
8	条例別表 第8号に掲げる事業	工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イに規定する工業団地(以下「工業団地」という。)の造成の事業で、施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
9	条例別表 第9号に掲げる事業	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業で、施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
10	条例別表 第10号に掲げる事業	建物の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「宅地」という。)の造成の事業で、宅地の面積が50ヘクタール以上であるもの(第7号から第9号まで及び第16号に該当するものを除く。)
11	条例別表 第11号に掲げる事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゴルフ場の造成の事業で、施行区域の面積が50ヘクタール以上又はホール数が9ホール以上であるもの 2 スキー場の造成の事業で、施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの 3 都市計画法第2条第1項に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)の新設の事業で、当該新設に係る土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの 4 都市公園の改築の事業で、当該改築に係る土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの 5 運動・レジャー施設の新設の事業で、当該新設に係る土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの 6 運動・レジャー施設の改築の事業で、当該改築に係る土地の区域

		の面積が50ヘクタール以上であるもの
12 条例別表 第12号に掲げる事業	採石法(昭和25年法律第291号)に基づく岩石の採取の事業で、事業を施行する区域の面積が50ヘクタール以上のもの	
13 条例別表 第13号に掲げる事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設(以下「ごみ処理施設」という。)の設置の事業で、1日当たりの処理能力の合計が100トン以上であるもの 2 ごみ処理施設の変更の事業で、1日当たりの処理能力の合計が100トン以上増加するもの 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置の事業で、1日当たりの処理能力の合計が100キロリットル以上であるもの 4 し尿処理施設の変更の事業で、1日当たりの処理能力の合計が100キロリットル以上増加するもの 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)の設置の事業で、埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上であるもの 6 最終処分場の変更の事業で、変更後の埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上増加するもの 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に掲げる焼却施設(以下「焼却施設」という。)の設置の事業で、1日当たりの処理能力の合計が100キロリットル以上であるもの 8 焼却施設の変更の事業で、1日当たりの処理能力の合計が100キロリットル以上増加するもの 	
14 条例別表 第14号に掲げる事業	1 排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が40,000立方	

<p>げる事業</p>	<p>メートル以上又は排出水量(1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が10,000立方メートル以上である工場又は事業場(製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。)(以下「工場等」という。)の設置の事業</p> <p>2 工場等の規模の変更の事業で、排出ガス量が40,000立方メートル以上増加し、又は排出水量が10,000立方メートル以上増加するもの</p>
<p>15 条例別表第15号に掲げる事業</p>	<p>1 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)の設置の事業で、当該終末処理場の計画処理人口が50,000人以上であるもの</p> <p>2 終末処理場の変更の事業で、当該終末処理場の計画処理人口が50,000人以上増加することとなるもの</p>
<p>16 条例別表第16号に掲げる事業</p>	<p>7の項から11の項までの事業のいずれか2以上の事業が併せて1の事業として行われる事業(次の算式により算定した数値が1以上のものに限る。)</p> <p>算式</p> $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J) \div 50$ <p>算式の符号(単位 ヘクタール)</p> <ul style="list-style-type: none"> A 土地区画整理事業の施行区域の面積 B 工業団地の造成事業の施行区域の面積 C 流通業務団地造成事業の施行区域の面積 D 宅地の造成事業の宅地の面積 E ゴルフ場の造成の事業の施行区域の面積 F スキー場の造成の事業の施行区域の面積 G 都市公園の新設の事業の土地の区域の面積 H 都市公園の改築の事業の土地の区域の面積 I 運動・レジャー施設の新設の事業の土地の区域の面積 J 運動・レジャー施設の改築の事業の土地の区域の面積
<p>別表第1の2(第3条の2関係)</p>	
<p>対象事業の区</p>	<p>条例第4条の2の規則で定める事項</p>

	分	
1	別表第1 の1の項に 該当する対 象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る道路の長さをいう。）
2	別表第1 の2の項の 1に該当す る対象事業	事業が実施されるべき区域の位置（河川法（昭和39年法律第167号）第8条に規定する河川工事として行うものについては、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の3第2号イの施行の場所をいう。以下この表において「河川事業が実施されるべき区域の位置」という。）及び事業の規模（事業に係る貯水面積をいう。）
3	別表第1 の2の項の 2又は3に 該当する対 象事業	河川事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る湛水面積をいう。）
4	別表第1 の2の項の 4に該当す る対象事業	河川事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積をいう。）
5	別表第1 の2の項の 5に該当す る対象事業	河川事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に伴い形状を変更する土地の面積をいう。）
6	別表第1 の3の項に 該当する対 象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る鉄道の長さをいう。）
7	別表第1 の4の項に 該当する対	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（飛行場及びその施設の設置の事業又は滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業にあつては滑走路の長さ、滑走路の延長を伴う飛行場及びその施

象事業	設の変更の事業にあつては延長前及び延長後の滑走路の長さをいう。)
8 別表第1 の5の項に 該当する対 象事業	事業が実施されるべき区域の位置、事業の規模又は発電設備等の構造若しくは配置に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むものとする。 (1) 事業が実施されるべき区域の面積 (2) 事業に係る電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。）その他の設備に係る事項を含むものとする。
9 別表第1 の6の項に 該当する対 象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び埋立て又は干拓の事業の規模（事業に係る埋立干拓区域の面積をいう。）
10 別表第1 の7の項か ら9の項ま でに該当す る対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積をいう。）
11 別表第1 の10の項に 該当する対 象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る宅地の面積をいう。）
12 別表第1 の11の項の 1に該当す る対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積又はホール数をいう。）
13 別表第1 の11の項の 2に該当す る対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積をいう。）
14 別表第1	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る土地の

<p>の11の項の 3から6ま でに該当す る対象事業</p>	<p>区域の面積をいう。)</p>
<p>15 別表第1 の12の項に 該当する対 象事業</p>	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業を施行する区域の面積をいう。)</p>
<p>16 別表第1 の13の項の 1から4ま で、7又は 8に該当す る対象事業</p>	<p>事業が実施されるべき区域の位置、事業の規模（施設の処理能力をいう。）又は建造物等の構造若しくは配置</p>
<p>17 別表第1 の13の項の 5又は6に 該当する対 象事業</p>	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び面積、事業の規模（施設の処理能力をいう。）又は建造物等の構造若しくは配置に関する事項であつて、次に掲げるものを含むものとする。</p> <p>(1) 最終処分場の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の別及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イからハマまでに規定する産業廃棄物の最終処分場の別をいう。)</p> <p>(2) 最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積</p> <p>(3) 最終処分場の埋立容量</p> <p>(4) 最終処分場において処分する廃棄物の種類</p>
<p>18 別表第1 の14の項に 該当する対 象事業</p>	<p>事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（排出ガス量又は排水量をいう。)</p>

19 別表第1の15の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（計画処理人口をいう。）
20 別表第1の16の項に該当する対象事業	事業が実施されるべき区域の位置及び事業の規模（事業に係る施行区域の面積、宅地の面積又は土地の区域の面積をいう。）

別表第2（第27条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項の1又は2に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項の3から6までに該当する対象事業	道路の長さ	林道又は農道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道又は農道の設計の基礎となる自動車の速度	林道又は農道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
3 別表第1の2の項の1に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又は	

	フィルダムの別	
4 別表第1の2の項の2又は3に該当する対象事業	湛たん水区域の位置	新たに湛たん水区域となる部分の面積が修正前の湛たん水面積の20パーセント未満であること。
	固定堰せき又は稼働堰せきの別	
5 別表第1の2の項の4に該当する対象事業	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあっては、その水平投影面積)が修正前の湖沼開発区域の面積の20パーセント未満であること。
6 別表第1の2の項の5に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
7 別表第1の3の項の1又は2に該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域(別表第1の3の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。

8 別表第1の3の項の3又は4に該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
9 別表第1の4の項の1から3までに該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
10 別表第1の5の項の1の(1)又は2の(1)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	堰せきの湛たん水区域の位置	新たに堰せきの湛たん水区域となる部分の面積が修正前の湛たん水面積の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
11 別表第1の5の項の1の(2)又は2の(2)に	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区

該当する対象事業		域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
12 別表第1の5の項の1の(3)又は2の(3)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から30メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
13 別表第1の5の項の1の(4)又は2の(4)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から30メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
14 別表第1の6の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。
15 別表第1の7から9までの項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
16 別表第1の10の項に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が修正前の開発区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。

17 別表第1の1 1の項に該当する 対象事業	土地の利用目的	土地の利用目的に変更がないこと。
	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が修正前の開発区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
	開発区域の面積に対する残置森林の面積の割合の減少率	開発区域の面積に対する残置森林の面積の割合の減少率が10パーセント以下であること。
18 別表第1の1 2の項に該当する 対象事業	採取場の区域の位置	新たに採取場の区域となる部分の面積が修正前の採取場の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
	採取される土石の量	採取される土石の量が10パーセント以上増加しないこと。
19 別表第1の1 3の項の1又は 2に該当する 対象事業	1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	廃棄物の種類	
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
20 別表第1の1 3の項の3又は 4に該当する 対象事業	1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
21 別表第1の1 3の項の5又は	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント

	6に該当する 対象事業	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令第7 条第14号イに規定する 産業廃棄物の最終処分 場、同号ロに規定する 産業廃棄物の最終処分 場又は一般廃棄物若し くは同号ハに規定する 産業廃棄物の最終処分 場の別	未満であること。
	22 別表第1の1 3の項の7又は 8に該当する 対象事業	1日当たりの処理能力 対象事業実施区域の位 置 廃棄物の種類 ばい煙の時間排出量 煙突の高さ	1日当たりの処理能力が10パーセント以上 増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から300メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実施区 域とならないこと。 ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増 加しないこと。
	23 別表第1の1 4の項に該当す る対象事業	1日当たりの排水量又 は燃料消費量	1日当たりの排水量又は燃料消費量が10パ ーセント以上増加しないと。
		対象事業実施区域の位 置	修正前の対象事業実施区域から300メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実施区 域とならないこと。
		原動力についての汽力、 ガスタービン、内燃力 又はこれらを組み合わ せたものの別	燃料の種類
		燃料の種類	

	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排水先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
24 別表第1の15の項に該当する対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の20パーセント未満であること。
	計画処理人口	計画処理人口が20パーセント以上増加しないこと。

別表第3（第35条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1 別表第1の1の項の1又は2に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	自動車専用道路と交通の用に供する施設を連結させるための自動車	変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。

	専用道路の施設その他道路と交通の用に供するための施設を連結させるための施設で、当該自動車専用道路の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域(以下「インターチェンジ等区域」という。)の位置	
2 別表第1の1の項の3から6までに該当する対象事業	道路の長さ	林道又は農道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道又は農道の設計の基礎となる自動車の速度	林道又は農道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の変更	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
3 別表第1の2の項の1に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

4 別表第1の2の項の2又は3に該当する対象事業	湛たん水区域の位置	新たに湛たん水区域となる部分の面積が変更前の湛たん水区域の面積の10パーセント未満であること。
	固定堰せき又は稼働堰せきの別	
	堰せきの位置	堰せきの両端のいずれかが500メートル以上移動しないこと。
5 別表第1の2の項の4に該当する対象事業	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあっては、その水平投影面積)が変更前の湖沼開発面積の10パーセント未満であること。
6 別表第1の2の項の5に該当する対象事業	放水路の区域の位置	放水路の区域の位置
7 別表第1の3の項の1又は2に該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において時速10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	運行される列車の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。

		車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
8	別表第1の3の項の3又は4に該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
		本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
		本線路の数	本線路の増設がないこと。
		軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において時速10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
		運行される列車の本数	運行される車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
		盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
		車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
9	別表第1の4の項の1から3までに該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
		飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場合における

		同条に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境影響評価法施行令別表第三の十の項の第三欄に規定する値を定める省令（平成25年環境省令第7号）で定める値以上となる区域をいう。以下この項において同じ。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。
10 別表第1の5の項の1の(1)又は2の(1)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	堰せきの湛たん水区域の位置	新たに堰せきの湛たん水区域となる部分の面積が変更前の湛たん水面積の10パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。
11 別表第1の5の項の1の(2)又は2の(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、	

	ガスタービン、内燃力 又はこれらを組み合わ せたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷 却塔、冷却池又はその 他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加し ないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増 加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しない こと。
	温排水の排水先の水面 又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
12 別表第1の 5の項の1の (3)又は2の(3) に該当する対 象事業	発電所又は発電設備の 出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント 以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位 置	変更前の対象事業実施区域から300メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実施区 域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが10パーセント以上減少しな いこと。
	蒸気井又は還元井の位 置	蒸気井又は還元井が100メートル以上移動 しないこと。
13 別表第1の 5の項の1の(4) 又は2の(4)に該 当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しな いこと。
	対象事業実施区域の位 置	変更前の対象事業実施区域から300メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実施区 域とならないこと。

	発電設備の位置	発電設備の位置が100メートル以上移動しないこと。
14 別表第1の6の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
15 別表第1の7から9までの項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	土地利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
16 別表第1の10の項に該当する対象事業	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が変更前の開発区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	土地利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
17 別表第1の11の項に該当する対象事業	土地の利用目的	土地の利用目的に変更がないこと。
	開発区域の位置	新たに開発区域となる部分の面積が変更前の開発区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
	土地利用計画	
	開発区域の面積に対する	開発区域の面積に対する残置森林の面積の

		る残置森林の面積の割合の減少率	割合の減少率が10パーセント以下であること。
18 別表第1の12の項に該当する対象事業	採取場の区域の位置		新たに採取場の区域となる部分の面積が変更前の採取場の区域の面積の10パーセント未満であること。
	採取される土石の量		採取される土石の量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置		変更前の対象事業実施区域から30メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
19 別表第1の13の項の1又は2に該当する対象事業	1日当たりの処理能力		1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置		変更前の対象事業実施区域から30メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	廃棄物の種類		
	ばい煙の時間排出量		ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ		煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
20 別表第1の13の項の3又は4に該当する対象事業	1日当たりの処理能力		1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置		変更前の対象事業実施区域から30メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
21 別表第1の13の項の5又は6に該当する対象事業	埋立処分場所の位置		新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7		

	条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
22 別表第1の13の項の7又は8に該当する対象事業	1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	廃棄物の種類	
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
23 別表第1の14の項に該当する対象事業	1日当たりの排水量又は燃料消費量	1日当たりの排水量又は燃料消費量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその	

	他のものの別	
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排水先の水面 又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が10メートル以上移動しないこと。
24 別表第1の1 5の項に該当する 対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地の面積の10パーセント未満であること。
	計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。

様式第1号（第3条の6関係） 計画段階環境配慮書送付書
 様式第1号の2（第3条の9関係） 方法書説明会開催等実施届出書
 様式第1号の3（第3条の11関係） 方法書説会開催等実施状況報告書
 様式第1号の4（第6条関係） 環境影響評価方法書送付書
 様式第1号の5（第9条の4関係） 方法書説明会開催等実施届出書
 様式第1号の6（第9条の8関係） 方法書説明会開催等実施状況報告書
 様式第2号（第11条関係） 方法書についての意見の概要送付書
 様式第3号（第14条関係） 環境影響評価準備書送付書
 様式第4号（第19条関係） 準備書説明会開催等実施届出書
 様式第5号（第23条関係） 準備書説明会開催等実施状況報告書
 様式第6号（第25条関係） 準備書についての意見の概要等送付書
 様式第7号（第28条関係） 環境影響評価書送付書
 様式第8号（第33条関係） 対象事業廃止等届出書
 様式第9号（第37条関係） 工事着手届出書
 様式第10号（第37条関係） 工事完了届出書

様式第11号（第38条関係）	環境の保全のための措置の実施状況報告書
様式第12号（第38条関係）	環境の状況の把握のための措置の実施状況報告書
様式第13号（第39条関係）	身分証明書